



～お客様へ・所有権解除のお問い合わせについて～

弊社では、『株式会社ユーログランツ』の所有がついたお車について、クレジット等のお支払い完了後の所有権解除手続きに必要な書類を発行いたします。

「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）に則り、所有権解除に伴うお問い合わせにつきましては、原則としてお客様ご本人（車検証上の使用者）または「所有権解除依頼書」（以下、「依頼書」）により、お客様ご本人により委託された方のみとさせていただきます。（個人情報保護法第 23 条準拠）

【所有権解除書類発行までの流れ】

1. 下記より『依頼書』を印刷いただくか、弊社より FAX にてお送りいたします。
2. 『依頼書』に登録番号、車台番号等をご記入後、必要書類を添付し、弊社へ FAX にてご手配をお願いいたします。ご依頼者が法人の場合、貴社横判、押印をお願いいたします。

※必要書類『依頼書』、『車検証』並びに

法人のお客様の場合『印鑑証明書』、『委任状』

個人のお客様の場合『運転免許証のコピー』

尚、書類不備や解除不可の場合のみご連絡させていただきます。

3. 『依頼書（原本）』、『車検証のコピー』を弊社にご送付ください。
4. 到着後、所有権解除必要書類を『着払いの宅急便』にてご送付いたします。切手貼付の返信用封筒をご同封いただいても、使用せずご返送いたしますので予めご承知おきください。

尚、弊社窓口で書類の受け取りを希望の方は、事前にご連絡をお願いいたします。

2023 年 1 月より車検証が『電子車検証』に切り替わっております。

車検証が『電子車検証』の場合には『自動車検査証記録事項』が必要となります。

【ご案内】

信販会社等の都合により、土日祝日は残債照会が出来ない場合がございます。

弊社では残債の無い事が確認できない場合は、所有権解除を行えません。

その他、ご不明な点は下記連絡先へご確認ください。

株式会社 ユーログランツ 営業推進部 所有権解除担当

営業時間：AM 9:30 ～ PM 6:00

定休日：月曜日 / 第 1・2・3 火曜日

TEL 027-225-7004 FAX 027-224-7828

〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-11-2 富士オートビル 2F

